

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 2 0 日

各都道府県税制担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市税制担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治税務局 企 画 課
都道府県税課
市町村税課
固定資産税課

令和 3 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての
留意事項等について

令和 3 年度税制改正については、令和 2 年 1 2 月 1 0 日に与党税制改正大綱が取りまとめられ、政府は、令和 2 年 1 2 月 2 1 日に「令和 3 年度税制改正の大綱」を閣議決定したところです。

現在、これに沿って、地方税法の改正法案の作業を進めているところですが、さしあたり現段階における令和 3 年度地方税制改正の留意事項等について、別紙のとおりお知らせするとともに、今後の地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についても併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

(別紙)

第一 令和3年度地方税制改正

令和3年度地方税制改正においては、令和3年度評価替えに際しての固定資産税等の負担調整措置や車体課税の見直しなどの税制上の措置を講ずることとしている。また、地方税共通納税システムの対象税目の拡大など地方税務手続のデジタル化・効率化を推進することとしている。

1 令和3年度税制改正の主な改正予定事項及び関連する留意事項

(1) 固定資産税等

① 土地に係る固定資産税等の負担調整措置について

ア 土地に係る固定資産税の負担調整措置については、納税者の予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的な確保を図るため、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続することとしていること。

イ その上で、感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度限りの措置として、次の措置を講ずることとしていること。

(ア) 宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすることとしていること。

(イ) 令和2年度において条例減額制度の適用を受けた土地について、所要の措置を講ずることとしていること。

ウ 一方、据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組が求められることを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、負担調整措置のあり方について引き続き検討を行うこととしていること。

エ 都市計画税及び国有資産等所在市町村交付金においても、固定資産税の改正に伴う所要の改正を行うこととしていること。

② 令和3年度固定資産の評価替えに当たっては、令和2年6月16日付け総務省告示第191号及び令和2年11月6日付け総務省告示第322号により、地価下落地域における土地の評価額の修正や、家屋の再建築費評点基準表の改正など、必要な措置を講じたところであり、これを踏まえ、評価替えに係る事務が円滑に進められるよう、適切に対応していただきたいこと。

- ③ 固定資産税等の特例措置のうち創設等の主なものは次のとおりであり、このほか令和2年度末で適用期限を迎えるものについて延長等の所要の措置を講ずることとしていること。
- ア 「特定都市河川浸水被害対策法」（平成15年法律第77号）又は「下水道法」（昭和33年法律第79号）の改正を前提に、これらの法律の規定により認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画（仮称）に基づき取得した一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。
- イ 一定のダムに整備された洪水調節に資する一定の洪水吐ゲート及び放流のための管（利水の用に供する部分を除く。）に係る固定資産税の非課税措置及び国有資産等所在市町村交付金の非交付措置を創設することとしていること。
- ウ 「自転車活用推進法」（平成28年法律第113号）に規定する市町村自転車活用推進計画に定められたシェアサイクル事業により取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。
- エ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を2年延長することとしていること。

(2) 不動産取得税

- ① 住宅及び土地に係る不動産取得税の税率について、3%（本則4%）とする特例措置の適用期限を3年延長することとしていること。
- ② 宅地評価土地に係る不動産取得税の課税標準について、2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長することとしていること。
- ③ 「都市再生特別措置法」（平成14年法律第22号）に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づく移転により取得した不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。

(3) 車体課税

① 環境性能割の税率区分の見直し

自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年ごとに見直すことにより、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するものであり、令和2年度末が見直しの時期に当たることから、目標年度が到来した令和2年度（2020年度）燃費基準の達成状況も考慮しながら、令和12年度（2030年度）燃費基準の下で次のとおり税率区分を見直すこととしていること。なお、営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて見直しを行い、また、バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた見直しを行うこととしていること。

| 自家用乗用車 | | 登録車 | 軽自動車 |
|---|-------------------|-----|------|
| 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド自動車 | | 非課税 | 非課税 |
| ガソリン車 | 2030年度基準 85%達成 | | |
| ハイブリッド車 LPG車 | 2030年度基準 75%達成 | 1% | 1% |
| クリーンディーゼル車 | 2030年度基準 60%達成 | 2% | |
| 上記以外 又は2020年度基準未達成車 | | 3% | 2% |

(注) ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車は、いずれも平成30年排出ガス基準からNOx50%低減達成又は平成17年排出ガス基準からNOx75%低減達成(★★★★)のものに限る。

② 環境性能割におけるクリーンディーゼル車の経過措置

クリーンディーゼル車については、燃費基準の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、環境性能割においてガソリン車と同等に扱うこととしていること。その際、クリーンディーゼル車の取扱いが大きく変化することから、市場への配慮等の観点も踏まえ、令和3年度及び令和4年度に限り次のとおり激変緩和措置を講ずることとしていること。

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------------|-------|-------|
| 2030年度基準60%以上達成車 | 非課税 | 非課税 |
| 上記以外 又は2020年度基準未達成車 | 非課税 | 3% |

③ 環境性能割の臨時的軽減の延長

環境性能割の臨時的軽減については、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案して、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とすることとしていること。なお、この措置による地方税の減収については、全額国費で補填することとしていること。

④ 自動車税・軽自動車税の種別割のグリーン化特例の見直し

自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)については、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、クリーンディーゼル車を対象から除くなど次のとおり2年延長するとともに、自家用乗用車以外の種別においても、重点化及び基準の切り替えを行った上で2年延長することとしているこ

と。また、自動車税種別割におけるグリーン化特例（重課）についても、現行の措置を2年延長することとしていること。

自家用乗用車

（取得期間：R3. 4. 1～R5. 3. 31 軽課年度：取得の翌年度分のみ）

| 区 分 | 軽減率 | |
|---|---------|----------|
| | 自動車税種別割 | 軽自動車税種別割 |
| 電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 | 75%軽減 | 75%軽減 |

（注）プラグインハイブリッド自動車は登録車に限る。

⑤ その他の特例措置の拡充・延長等

ア 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）に係る自動車税の環境性能割の課税標準の特例措置について、一般乗合旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するリフト付きバス（乗車定員30人以上の空港アクセスバスに限る。）を取得した場合における通常の取得価額からの控除額を800万円に引き上げた上、その適用期限を2年延長することとしていること。

イ 車両安定性制御装置等を装備した自動車に係る自動車税の環境性能割の課税標準の特例措置について、対象装置に側方衝突警報装置を加えその適用期限を2年延長することとしていること。なお、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置に係る部分については、令和3年10月31日までを適用期限としていること。

ウ 都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車税の環境性能割の非課税措置の適用期限を2年延長することとしていること。

(4) 個人住民税

① 住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置

ア 住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合における、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の3年間延長の特例の適用がある者のうち、適用年の各年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に

100分の7を乗じて得た額（最高13.65万円）の控除限度額の範囲内で減額することとしていること。

この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により、全額国費で補填することとしていること。

（注）上記の「特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいう。

（ア）居住用家屋の新築 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間

（イ）居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等 令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

イ 上記アの住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋についても適用できることとするとしていること。ただし、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋に係る上記アの住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しないこととしていること。

② 退職所得課税の適正化

その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの（以下「短期退職手当等」という。）に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととしていること。

この見直しに伴い、短期退職手当等と短期退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法、退職手当等に係る特別徴収税額の計算方法及び退職所得申告書の記載事項等について所要の措置を講ずることとしていること。

上記の改正は、令和4年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用するものであること。

③ 非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し

扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次のいずれにも該当しない者を除外することとしていること。

ア 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

イ 障害者

ウ その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

また、個人住民税均等割の税率軽減の判定の基礎となる扶養親族についても、同様の措置を講ずることとしていること。

上記の改正は、令和6年度分以後の個人住民税について適用するものであること。

④ 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化

申告手続の簡素化の観点から、個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項を追加することとしていること。

上記の改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用するものであること。

(5) 法人住民税・法人事業税

① 電気事業法（昭和39年法律第170号）の改正に伴う所要の税制措置

ア 災害復旧交付金の創設に伴う措置

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、広域的運営推進機関が交付する電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を追加する措置を講ずることとしていること。

（注）上記の改正は、令和3年4月1日以後に終了する事業年度から適用することとしていること。

イ 配電事業及び特定卸供給事業の創設に伴う措置

（ア）電気供給業のうち、配電事業に係る法人事業税については、収入割額によって、特定卸供給事業に係る法人事業税については、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとしていること。

（イ）配電事業及び特定卸供給事業に係る法人事業税の標準税率をそれぞれ次のとおりとすることとしていること。

a 配電事業

収入割 1. 0%

b 特定卸供給事業

・ 資本金1億円超の普通法人

収入割 0. 75%

付加価値割 0. 37%

| | |
|--------------------|--------|
| 資本割 | 0. 15% |
| ・ 資本金 1 億円以下の普通法人等 | |
| 収入割 | 0. 75% |
| 所得割 | 1. 85% |

(ウ) 配電事業及び特定卸供給事業に係る法人事業税の分割基準をそれぞれ次のとおりとすることとしていること。

a 配電事業

課税標準の4分の3を事務所又は事業所の所在する都道府県において発電所に接続する電線路（一定の要件を満たすものに限る。下記cにおいて同じ。）の送電容量により、4分の1を事務所又は事業所の固定資産の価額により関係都道府県に分割する。

b 特定卸供給事業

課税標準の4分の3を事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額により、4分の1を事務所又は事業所の固定資産の価額により関係都道府県に分割する。

c 発電所に接続する電線路を有しない場合の配電事業又は事務所若しくは事業所の固定資産で発電所の用に供するものを有しない場合の特定卸供給事業

上記a及びbにかかわらず、課税標準を事務所又は事業所の固定資産の価額により関係都道府県に分割する。

(エ) 配電事業を行う法人として収入割額によって法人事業税を課されるものの特別法人事業税の額は、基準法人収入割額に30%の税率を乗じて得た金額とし、特定卸供給事業を行う法人として収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課されるものの特別法人事業税の額は、基準法人収入割額に40%の税率を乗じて得た金額とすることとしていること。

(オ) その他所要の措置を講ずることとしていること。

(注) 上記の改正は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用することとしていること。

② ガス事業者の分社化に伴う収入金額の算定の見直し

ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）の改正を前提に、ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、特別一般ガス導管事業者によるガス小売事業又はガス製造事業の兼業が禁止されることに伴い分社化しグループ会社となったガス事業者の間の取引に係る収入金額のうち、ガスの安定供給の確保のためにやむを得ずグループ会社間で行わなければならないものとして事前に経済産業大臣の承認を受けた取引を行う場合において当該取引の料金として支払うべき金額に相当する金額を追加する課税標準の特例措置を令和4年4月1日から5年間に限り講ずることとしていること。

- ③ 今般、法人税において、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設、研究開発税制の見直し、給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し、繰越欠損金の控除上限の特例の創設などの各種税制措置の見直し等が行われることを踏まえ、法人住民税及び法人事業税において国税に準ずる措置を講ずることとしていること。

(6) 軽油引取税

軽油引取税の課税免除の特例措置のうち、①から③について縮減し、その他のものは適用期限を3年延長することとしていること。

- ① 鋳さいバラス製造業のうち中小事業者等以外の者
② 廃棄物処理事業のうち産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者であって中小事業者等以外の者

(注) 中小事業者等に該当しない事業者であっても、兼業するなどして、産業廃棄物と一般廃棄物を同じ埋立地に処分する場合には、当該処分のために使用する機械に供する軽油についても引き続き課税免除の特例措置の対象となることとしていること。

- ③ 木材加工業のうち木材注薬業

(7) 納税環境整備

- ① 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目に固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じて電子的に納付を行うことができるよう、所要の措置を講ずることとしていること。

上記の改正は、令和5年度以後の課税分について適用することとしていること。

- ② 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

ア 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、eLTAXを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が申出をしたときは、市町村は、当該通知の内容をeLTAXを経由し、当該特別徴収義務者に提供しなければならないこととしていること。

(注) 現在、選択的サービスとして行われている、書面による特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の送付の際の電子データの副本送付は、終了することとしていること。

イ 給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）について、eLTAXを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者であって、個々の納税義務者に当該通知の内容を電磁的方法により提供することができる体制を有

する者が申出をしたときは、市町村は、当該通知の内容をeLTAXを経由して当該特別徴収義務者に提供し、当該特別徴収義務者を經由して納税義務者に提供しなければならないこととしていること。この場合において、当該特別徴収義務者は、当該通知の内容を電磁的方法により納税義務者に提供するものとしていること。

ウ その他所要の措置を講ずることとしていること。

(注) 上記の改正は、令和6年度分以後の個人住民税について適用することとしていること。

③ 軽自動車税関係手続のオンライン化

軽自動車税環境性能割及び種別割の申告又は報告並びに継続検査時における種別割の納付の有無の事実の確認について、国の関連システムの更改時期(注)に合わせて、オンライン手続により行うことを可能とすることとしていること。

(注) 自動車登録検査業務電子情報処理システム等の更改時期：令和5年1月予定

④ 税務関係書類における押印義務の見直し

ア 提出者等の押印をしなければならないこととされている地方税関係書類について、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずることとしていること。

(注1) 地方税犯則調査手続における質問調書等への押印については、刑事訴訟手続に準じた取扱いとすることとしていること。

(注2) 上記の改正は、令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類について適用することとしていること。

イ 地方税法令上、明確に押印を求めている手続で、地方団体が条例等で独自に様式を定め、押印欄を設けているものについても、同様の見直しを行っていただきたいこと。

⑤ 電子帳簿等保存制度の見直し

ア 地方のたばこ税における輸出免税等の適用に当たって必要となる課税免除事由に該当することを証するに足る書類について、当該書類の保存義務者が一貫して電子計算機で作成し、一定の要件を満たす場合には、電磁的記録等により保存を行うことができることとしていること。

イ 次に掲げる書類について、一定の要件を満たす場合には、スキャナ保存を行うことができることとしていること。

(ア) 地方のたばこ税における小売販売業者の営業所ごとの売渡しの製造たばこの数量等を記載した書類

(イ) 地方のたばこ税における売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類

(ウ) 地方のたばこ税における輸出免税等の適用に当たって必要となる課税免除事由に該当することを証するに足る書類

(エ) 軽油引取税における軽油の引取りを行った者の事務所又は事業所ごとの

納入に係る軽油の数量等を記載した書類

(オ) 軽油引取税における自動車用炭化水素油譲渡証の写し

ウ 次に掲げる書類について、一定の要件を満たす場合には、当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を徴し、又は提出することができることとしていること。

(ア) 地方のたばこ税における小売販売業者の営業所ごとの売渡しに係る製造たばこの数量等を記載した書類

(イ) 地方のたばこ税における売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類

(ウ) 軽油引取税における軽油の引取りを行った者の事務所又は事業所ごとの納入に係る軽油の数量等を記載した書類

エ ウに掲げる書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を徴し、又は提出を受けた場合には、当該書類の保存義務者は、当該電磁的記録等を保存しなければならないこととしていること。

オ その他国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずることとしていること。

カ 上記の改正は、令和4年1月1日から施行することとし、上記ア、イ及びエの改正は、同日以後に保存を行う電磁的記録等について、上記ウの改正は、同日以後に徴し、又は提出する電磁的記録について、それぞれ適用することとしていること。

⑥ 納税者等が地方税等の納付を委託する制度の整備

国税の制度に準じ、地方税等の歳入を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービス等により納付しようとする場合に、地方公共団体の長が指定する事業者による納付を委託する制度を整備することとしていること。

ア 国税通則法と同様に、当該事業者による確実な納付、納税者等の保護を図るため、当該事業者からの徴収、当該事業者に対する調査等の仕組みを追加することとしていること。

イ 上記の改正は、令和4年1月4日以後に地方税の納付を委託する場合について適用することとしていること。

ウ 上記の改正についての考え方については、別途、通知により示す予定であること。

⑦ e L T A Xの対象となる申請等の範囲の拡充

電子情報処理組織（e L T A X）を利用して行うことができる申請等の範囲を拡充するほか所要の整備を行うこととしていること。

⑧ 地方税務システムの標準化に係る所要の措置

地方公共団体の基幹税務システムの標準化に伴い、所要の措置を講ずることとしていること。

(8) 航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税については、令和3年度に限り、航空機燃料税の税率の更な

る軽減が行われることに伴い、地方財政に影響が生じないように、航空機燃料譲与税の譲与割合を9分の2から9分の4に引き上げる等所要の措置を講ずることとしていること。

2 今後の検討事項等

与党税制改正大綱においては、地方税制と関連する来年度以降の税制改正における主な検討事項等について、次のとおり記載されているので、ご留意いただきたい。

(1) 法人事業税の収入金額課税

ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。

3 改正増減収、令和3年度の地方税収入見込額等

- (1) 令和3年度の税制改正に伴う令和3年度の地方税の影響額として345億円の減収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを334億円の減収、国の税制改正の影響に伴うものを11億円の減収と見込んでいる。

なお、この他に、国の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の影響額として6億円の減収を見込んでいる。

- (2) 令和3年度の地方税収入見込額（通常収支分と東日本大震災分の合算額）については、税制改正後において、前年度当初見込額に比し2兆6,674億円、6.5%減の3兆8,448億円（道府県税にあつては7.9%の減、市町村税にあつては5.4%の減）になるものと見込まれる。主要税目では、道府県民税のうち所得割4.3%の減、法人税割67.4%の減、法人事業税21.1%の減、地方消費税1.2%の減、市町村民税のうち所得割4.3%の減、法人税割47.8%の減、固定資産税（交付金を除く。）2.2%の減となる見込みである。この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要がある。

なお、道府県民税及び市町村民税のうち法人税割については、平成28年度税制改正において、法人税割の税率を引き下げるとともに、その税収全額を地方交付税原資とすることとしたが、この改正による税収への影響は、令和3年度に平年度化するものであること。

また、令和2年度及び令和3年度の地方消費税収の見積りに当たっては、「令和2年度及び令和3年度における地方消費税収の見積りに関する留意事項について」（令和元年12月23日付け自治税務局都道府県税課事務連絡）を踏まえ、適切に対応されたい。

- (3) 地方譲与税の収入見込額は、1兆8,462億円（前年度比7,624億円、29.2%減）である。その内訳は、地方揮発油譲与税2,292億円（同97億円、4.1%減）、石油ガス譲与税45億円（同18億円、28.6%減）、航空機燃料譲与税178億円（同24億円、15.6%増）、自動車重量譲与税2,806億円（同39億円、1.4%減）、特別とん譲与税114億円（同12億円、9.5%減）、森林環境譲与税400億円（前年度同額）及び特別法人事業譲与税1兆2,627億円（同7,482億円、37.2%減）となっている。

なお、特別法人事業譲与税は、特別法人事業税の収入額に加え、令和2年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を特別法人事業税の収入額とみなして譲与されているが、令和3年度に平年度化するものであること。

第二 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 地方税の手続については、情報通信技術の進展を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減及び公平かつ適正な課税の実現を図る観点から、以下のように、セキュリティを確保しつつ、簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることが重要であること。

- ① 地方税共同機構が管理するeLTAXについては、多くの納税企業等の端末や地方団体のシステムと接続されることから、障害等の防止に万全を期す必要があり、各地方団体においても自らの基幹税務システム等の情報セキュリティ対策に遺漏がないようにするとともに、正確かつ安全なデータを送受信する必要があることに留意すること。

また、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和2年12月28日改定）において、eLTAXデータの地方団体の基幹税務システムへの取り込みが可能である旨明記されたため、税務事務の効率化の観点から、同ガイドラインに記載されたセキュリティ対策を講じた上で、積極的に取り組んでいただきたいこと。

さらに、情報システム機器の廃棄等については、機器内部の記憶装置からの情報漏えいのリスクを軽減する観点から、情報を復元困難な状態にする措置を徹底する必要があることから、「情報システム機器の廃棄等におけるセキュリティの確保について」（令和2年5月22日付け総行情第77号総務省自治

行政局地域情報政策室長通知)を踏まえ、適切に対応すること。

- ② 地方法人二税の電子申告について、大法人は令和2年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されていること、及び、中小法人は義務化されていないものの、電子申告利用率を向上させることが求められていることから、eLTAXの機能の一つとして⑤のとおり地方税共通納税システムが稼働しているところでもあるため、各地方団体においては、国税庁と連携しつつ、電子申告の更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会(各支部を含む。)等への積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただきたいこと。

なお、法人税が課されず、法人住民税について均等割のみを課されている大法人においても同様に電子申告が義務化されていることから、遺漏なく対応いただきたいこと。

- ③ 地方団体及び事業年度開始の日における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える地方独立行政法人等が行う消費税及び地方消費税の電子申告について、令和2年4月1日以後に開始する課税期間からe-Taxによる電子申告が義務化されていることから、庁内関係部局等と連携し、申告を行う事業者の立場として必要な対応について遺漏なく実施いただきたいこと。

- ④ 固定資産税(償却資産)の電子申告については、他税目に比して、その利用率が低い状況にあることから、電子申告利用率の向上に資するよう、eLTAXの利便性の向上や機能改善などの環境整備を進めているところであるが、令和2年度においては、12月11日に複数課税庁への一括電子申告システムの改良や形式的エラーチェック機能の強化を行ったところであり、各地方団体においては、引き続き、電子申告を活用して業務の効率化を進めるとともに、eLTAXの更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会(各支部を含む。)等への積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただきたいこと。

- ⑤ 令和元年10月から稼働した地方税共通納税システムは、地方法人二税等の対象税目について、一度の手続で複数の地方団体に対し電子納税を行うことが可能となるものであり、同システムについては、稼働から令和2年9月までの1年間の実績として、納付件数(納税者の口座から引き落とされた件数)は約40万件、払込件数(eLTAXから地方団体への払込み件数)は約156万件となっており、従来であれば紙の納付書を用いて納付されていた約156万件が電子納税に移行するとともに、納税者側から見れば約40万件にまとめて行われたこととなる。こうした同システムの利用によるメリットは、納税者等のみならず、地方団体や指定金融機関等にも及ぶが、その効果は、利用が促進されるにつれて高まるものである。他方で、納付金額約8,400億円は、同期間における対象税目の納付金額全体の1割に満たない状況であることから、今後、同システムを活用した電子納税を更に伸ばす余地は大きいものと考えており、国税当局と連携しつつ、更なる活用に向け、法人、個人事業主及び税理士会等への周知等に取り組んでいただきたいこと。

また、多様な納税方法を用意することによる納税者の利便性向上がますます

重要になってきていることを踏まえ、口座振替、コンビニエンスストア、マルチペイメントネットワーク、クレジットカード等を利用した収納の活用など納税者が税を納付しやすい環境について、各地域の実情等に応じてその整備を図る必要があること。

その際、上記第一 1 (7) ⑥に記載のとおり、国税の制度と同様に、事業者へ納付を委託する制度について所要の措置を講ずることとしていることから、別途、示す予定である通知を参考とすること。

- ⑥ 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な 17 業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様をデジタル庁（通常国会に提出予定である「デジタル庁設置法案（仮称）」により設置）が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成した上で、各事業者が、標準仕様に準拠して開発したシステムを全国規模のクラウド基盤（「Gov-Cloud（仮称）」）上に構築し、当該システムを各地方公共団体が利用することを目指すこととされていること。なお、基幹税務システム（対象税目等は法人住民税、個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び収滞納管理）については、令和 3 年夏までに標準仕様書を作成することとされていること。

このため、標準化・共通化を実効的に推進するための法律案が、通常国会に提出される予定であるとともに、令和 2 年度補正予算（第 3 号）において、地方公共団体情報システム機構に時限的な基金を設け、「Gov-Cloud（仮称）」への移行のために必要となる準備経費やシステム移行経費に対し全額国費による補助（令和 7 年度まで）を行うこととし、1,509 億円が計上されているところであり、令和 7 年度を目標時期として、標準仕様に適合したシステムへの移行に向けた準備を進めていただきたいこと。

- ⑦ 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」通知については、令和 6 年度課税分から、特別徴収義務者が申出をしたときは、電子で通知しなければならないこととされたことを踏まえ、積極的かつ早急に取り組んでいただきたいこと。
- ⑧ 給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）については、令和 6 年度課税分から、個々の納税義務者に電子的に通知する体制を有する特別徴収義務者が申出をしたときは、電子で通知しなければならないこととされたところであり、今後、各市区町村において基幹税務システムの改修等の作業が想定されるため、同通知の電子化を巡る動向に引き続きご留意いただきたいこと。
- ⑨ 地方団体及び国税当局間においては、所得税申告書等や報酬、配当等の法定調書、所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報について、eLTAXを通じて国税当局から地方団体に送信されており、これらの課税資料を活用することで、課税の適正化に資することから、積極的な活用に取り組んでいただきたいこと。
- ⑩ 市区町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団

体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から重要な取組であることから、書面により提供を行っている市区町村は、e L T A Xを利用した扶養是正情報等のデータ送信を早急に開始するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。

⑪ 市区町村の申告書等作成システム等で作成された所得税申告書等を、専用回線を活用してe-Taxに直接送信できる施策については、e-Taxの利用促進が図られ、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化のみならず、納税義務者の利便性向上につながるものであるため、積極的に参加していただきたいこと。

⑫ 地方団体における手続上の書式・様式に関し、特に、経済活動に影響するものであって、一事業者が複数地方団体との間で申請等の手続を行うもの等については、事業者の負担を踏まえた改善方策が検討され、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）（以下「平成30年実施計画」という。）において、事業者の負担を軽減するための方策が示されていること。

特に、財産調査で用いる金融機関照会様式、給与等照会様式及び競争入札参加資格申請用の納税証明書の交付申請様式については、全国地方税務協議会（現：地方税共同機構）において統一様式が取りまとめられており、当該統一様式の使用について、積極的かつ早急に取り組んでいただきたいこと。

この他、平成30年度実施計画に盛り込まれた事項については、e L T A Xを活用することにより全国統一フォーマットの下で電子的に一度の操作で申請等の対応が可能となり、地方税に関する手続における事業者の負担軽減につながるため、引き続き、その活用の促進に取り組んでいただきたいこと。

(2) 地方税分野におけるマイナンバー・法人番号の利用については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）（以下「ガイドライン」という。）及び「地方税事務における個人番号の適切な取扱いについて（通知）」（平成29年2月16日付け総税市第12号総務省自治税務局長通知）のとおり、地方団体が作成する通知等に本人の正しいマイナンバーが記載されているかを確認するなど、マイナンバーの適切な取扱いに万全を期すとともに、基幹税務システムをはじめ特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムにおけるセキュリティ対策を、地方税情報を取り扱う関係部署を含め徹底していただきたいこと。

また、一部の地方団体からマイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託された事業者が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に違反して、当該業務を無断で再委託していた事案が発生したことを踏まえ、マイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託する場合には、ガイドラインの内容に留意し、

① 委託先において、作業場所や人員等に関して、地方団体が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか、あらかじめ確認する

- ② 委託契約の締結にあたっては、許諾なき再委託の禁止や委託先に対する実地調査を行うことができる規定等を盛り込む
- ③ 委託先における特定個人情報の取扱状況を把握するため、定期的な実地調査や作業状況の報告聴取等を実施するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を徹底していただきたいこと。

情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の本格運用が開始されていることから、各税目の申請等の手続において添付書類の省略が可能なものについては、省略するよう適切に対応いただきたいこと。

- (3) 所有者不明土地に係る固定資産税の課税上の課題については、令和2年度税制改正において、現に所有している者の申告の制度化について措置を講じたところであるが、固定資産税の適正な課税のためには、まずは、納税義務者の死亡の事実を適時に把握することが重要である。そのためには、現に所有している者の申告制度を活用することに加え、住民基本台帳との連携を図ることが有効であり、特に把握が困難である住所地が課税団体と異なる納税義務者についても、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて照会を行うことにより、死亡情報を含む最新の本人確認情報を把握することが可能であることから、適切に活用されたいこと。なお、照会にあたっては、マイナンバーが必要となることから、固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けを進められたいこと。

- (4) 「地方税法」（昭和25年法律第226号）第382条に基づく登記所から市町村長への通知（以下「登記済通知」という。）及び登記済通知と併せて提供されている地図及び図面情報並びに同法第422条の3に基づく市町村長から登記所への通知については、令和2年1月から、電子データのオンラインによる受渡しが可能となっており、市町村と管轄登記所との間で協議を行い、可能な限りオンラインによる受渡しを行うよう努めていただきたいこと。受渡しにあたっては、以下の点にご留意いただきたいこと。

- ① 受渡し方法やデータ形式等の詳細及び留意事項については、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化等について」（平成31年4月26日付け総税固第31号総務省自治税務局固定資産税課長通知）及び「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオンライン化等に関する留意事項について」（令和元年12月27日付け総税固第48号総務省自治税務局固定資産税課長通知）を参照いただきたいこと。
- ② 市町村がオンライン等により登記所から提供を受けた登記済通知のデータについては、法第73条の18第3項の規定に基づき都道府県に通知することが可能であることから、都道府県は、不動産取得税の課税事務における不動産の取得の事実の把握にあたり、必要に応じ、当該データの提供について市町村と協議していただきたいこと。また、市町村は都道府県から協議があった場合、可能な限り当該データの提供に努めていただきたいこと。

なお、このことについては、「地方税法第382条に基づく登記所からの通知に係る電子データの不動産取得税の課税事務への利用について」（令和元年12月27日付け総税固第49号総務省自治税務局固定資産税課長通知）及び上記の令和元年12月27日付け総税固第48号総務省自治税務局固定資産税課長通知を参照いただきたいこと。

(5) 消費税転嫁対策特別措置法の失効に伴う対応等について

① 消費税転嫁対策特別措置法の失効に伴う対応

消費税の転嫁対策については、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が令和3年3月31日限りでその効力を失うこととされているが、同日までに行われた違反行為については、同日後も監視・取締りに関する諸規定がなおその効力を有するものとされている。ついては、当分の間、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報収集のために整備した、転嫁に関する相談窓口等の態勢及びその運営を継続いただきたいこと。

また、転嫁対策に係る広報については、既存のパンフレットの備置、ポスターの掲示、ホームページによる相談窓口の周知等、既に実施された対応を継続いただきたいこと。

なお、このことについては別途、関係省庁による都道府県知事への要請文の発出を予定していること。

② 地方団体が事業者の立場として必要となる対応

ア 価格表示について、令和3年3月31日の消費税転嫁対策特別措置法の失効により、総額表示義務に関する消費税法の特例が終了するため、地方団体が価格表示を行う場合には総額表示（税込表示）とすること。

イ 仕入税額控除について、令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が導入される予定であり、地方団体から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、地方団体において、令和3年10月1日に開始される税務署への適格請求書発行事業者の登録申請を行うなどの準備が必要であることに留意されたいこと。

③ その他地方消費税に係る事項

ア 引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが地方税法上明記されており、各地方団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について」（平成26年1月24日付け総税都第2号総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において明示することにより議会に対しその用途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。

イ 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大として、地方

団体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進することとしているのでご配慮いただきたいこと。

- (6) 平成30年度税制改正における給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替により、令和2年分の所得税及び令和3年度分の個人住民税から、税負担は増加しない者であっても、総所得金額等及び合計所得金額が増加する場合が生じることとなる。このため、これらの額を活用している社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、当該制度等の所管府省における対応を踏まえ、社会保障制度等担当部局と連携して適切に対応いただきたいこと。加えて、各地方団体において独自に実施している制度においても、同様に適切に対応いただきたいこと。

- (7) 新たな在留資格の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が平成31年4月から施行されたことにより、今後さらに外国人労働者数の増加が見込まれることを踏まえ、適切な納税が行われるよう、管内の事業者に対して、従業員からの特別徴収の適切な実施、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人制度について、より一層の周知を図っていただきたいこと。

また、外国人労働者の転入等の手続きの機会に、これらの制度も含め、円滑な納税に資する情報提供に取り組んでいただきたいこと。総務省としても、外国人労働者及び外国人労働者を雇用する特別徴収義務者に個人住民税や特別徴収等の制度内容をより一層理解していただくため、当該制度内容を記載した広報素材を提供したので、各地方団体において、積極的に広報に取り組んでいただきたいこと。

- (8) ふるさと納税については、その制度趣旨を踏まえ、寄附金の用途について創意工夫が図られることが望ましいものであり、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組などを進めていただくことが重要であること。

ふるさと納税指定制度下においては、申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて、各指定基準に適合する必要があるため、各地方団体は、自団体を取り扱う返礼品等が各指定基準に適合していることを、常に確認すること。その際、類似する返礼品等が他の地方団体において提供されていること等は基準に適合している理由とはならないため、「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（令和2年7月16日付け総務市第56号総務省自治税務局市町村税課長通知）等を参照の上、基準適合性について適正に判断するとともに、不明な点があれば事前に相談いただきたいこと。

また、返礼品等の選定・調達、広告等の一部又は全部を外部事業者に委託し

ている場合であっても、各指定基準に適合しなくなったと認められたときは指定取消しとなり得るものであるため、その内容の確認を十分に行うなど適切に対応すること。

- (9) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、地域産業を支える人材の育成をはじめ様々なプロジェクトに取り組む地方団体と、寄附を行う企業のパートナーシップを通じ、地方創生の実現を図ろうとするものであり、令和2年度税制改正において控除割合の引上げや手続きの簡素化等が行われたことも踏まえ、積極的な取組を進めていただきたいこと。

(10) 地方のたばこ税に係る対応について

① 手持品課税の実施

地方のたばこ税については、平成30年度税制改正において、たばこ税の税率引上げ等が行われたことにより、平成30年度から令和3年度にかけて、段階的に税率を引上げることとしていること。これに伴い、令和3年10月1日に、製造たばこを販売するため一定数量以上所持する者に対して、国と地方が協力しながら手持品課税を行うこととしていること。

また、平成30年度税制改正において加熱式たばこの課税方式の見直しが行われ、平成30年度から令和4年度までの各10月1日に5段階で実施することとしていること。

② 屋外分煙施設等の整備の促進

令和3年度与党税制改正大綱において、令和2年度与党税制改正大綱に引き続き、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう促すこととする。」とされたところであること。

については、「健康増進法」（平成14年法律第103号）も踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。

なお、一定の屋外分煙施設の整備に係る費用については、所要の地方財政措置を講じているところであること。

- (11) 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要がある

こと。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

なお、令和2年6月に成立した「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第43号）において、老朽化した都市計画施設の改修を進めるため、都市計画施設の改修事業について、立地適正化計画に基づく都市計画事業の認みなし制度が創設され、当該改修に要する費用について、都市計画税を充てることができることとされたこと。

- (12) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。
- (13) 令和2年度においても、令和2年7月豪雨など災害が多く発生したところであるが、今後とも、災害が発生した場合には、被害の実態を踏まえて、地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置について、迅速かつ適切な対応を図るよう努めていただきたいこと。
- (14) 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮していただきたいこと。
- (15) 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公平な税務執行に努めていただきたいこと。
- (16) 悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。
- また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。

(17) 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者に対する徴収猶予等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応等について」（令和3年1月15日付け総税企第11号総務省自治税務局長通知）に沿って、柔軟かつ適切に対応いただきたいこと。

また、新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税等の特例措置に係る期限後申告の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に係る期限後の申告について」（令和3年1月15日付け総税固第1号総務省自治税務局長通知）を踏まえ、柔軟かつ適切に対応いただきたいこと。

(18) 滞納整理などの徴収事務においては、関連法令等に関する専門的な知識や経験の蓄積が求められるが、行革の推進等により地方団体の税務職員数は減少傾向にあることから、税務職員が研修を受講する機会の充実に加え、広域連合や一部事務組合等の仕組みを活用した広域的な連携により徴収事務を共同処理すること等も併せて検討することが求められること。

(19) 税務行政においては、個人情報への誤った取扱いにより、納税者に損害や不利益を与えることがないように、地方税の賦課徴収に関する個人情報の取扱いに万全を期していただきたいこと。その際には、納税者の住所や家族等に関する情報など、当該団体内の他の部署が主として取得・保有し、税務当局においても活用している情報についても、その取扱いに万全を期していただくとともに、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための適正な事務執行の徹底について（周知）」（令和元年6月27日付け自治税務局企画課事務連絡）を踏まえ、適正な事務執行を行っていただきたいこと。

(20) 租税の役割や納税の意義等について児童・生徒や地域住民の理解を深めるための租税教育については、関係機関との連携や地域の実情に応じた独自の取組等、引き続き、その充実に向けた取組を推進していただきたいこと。